

月刊

東海財界

2023
9月号
(毎月1回25日発行)



大塚 耕平氏



岩崎 日出雄氏

技能実習制度改正への提言 識者による座談会 (前編)



鹿島 均氏



三浦 博久氏



愛知県がんセンター丹羽総長に聞く
研究所併設の強みを生かす
「降臓癌腫瘍マーカーの発見を目指す」



宮本文武・中部圏社会経済研究所代表
中部9県の公益シンクタンクとして
「自動車産業だけに頼らない新たな産業の創出を」



緑ヶ谷カンツリークラブ

片岡憲明弁護士の 法律相談事務所



片岡 憲明（かたおか のりあき）1977年生まれ。2001年東京大学法学部卒業。同年司法試験合格。03年弁護士登録。寺澤綜合法律事務所入所。07年片岡法律事務所入所。23年7月より同事務所代表弁護士。

<片岡法律事務所> 名古屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7、8階 ☎ 052-231-1706

仕入れ先との契約書が無い！

【質問】私の会社は、大手メーカーに部品を納めています。大手メーカーはその部品を製品に組み込んで、一般消費者向けの製品を販売しています。納めてから1年後、消費者から製品の重大な不具合が報告されました。その原因は、当社が納めた部品の不具合によるものでした。回収した部品を調査したところ、当社が仕入れて組み込んだ他社部品が、根本的な不具合の原因でした。当社と大手メーカーとの間には、契約書があり、今回のような不具合について当社が賠償することは免れません。他方、仕入先は、損害を負担する契約書がないから、という理由で当社の要求を拒絶しています。当社は、仕入先に損害賠償を請求できるのでしょうか。

【回答】今回のようなケースは実はよくあります。大手メーカーとの間では、取引基本契約書を取り交わさなければならず、その契約書で、売主の責任を長期間とする規定が入れられています。他方、仕入先については、何も契約書を取り交わしておらず、発注書と受注書で処理している、というようなケースです。

このようなケースで大変困るのは、中間の企業であり、大手メーカーからは長期間責任追及がされてしまう一方、仕入先に対しては比較的短期間しか責任追及できないこととなります。

一般的に、大手メーカーは消費者からの信用を大事にして製品の保証期間を設けることが多く、このため仕入先に対する責任追及を長期にわたって行うことができるよう、契約書上の規

定を入れていることが多いのです。

今回のように、仕入れの対象物に不具合（契約不適合）があった場合には、不適合を知ってから一定期間内（例：1年）に仕入先に対して通知することによって、損害賠償請求ができる、という規定が入っていることが多くあります。このような規定で長期間にわたって、仕入先に対して責任追及することが可能となり、大手メーカーは損害を回避しているのです。

一方、多くの中小企業では、仕入先に対する契約書を取り交わさず、大手メーカーとの間の契約書に記載されているような長期の責任追及に関して合意をしていない場合が多くあります。そこで本件のような場合、貴社と仕入先は、お互い商人ということになりますから、商法526条が適用され、その第2項には、直ちに発見できない契約不適合であっても目的物受領から6か月以内に不適合を発見し通知しないと、損害賠償や契約解除が請求できなくなる、と規定されています。つまり、契約書等で特別な合意をしていないと、この商法規定が適用され、受領から6か月で、損害賠償等の請求ができなくなってしまうのです。特別事情がない限り、仕入先に責任追及できなくなっている可能性があります。

このような事態を回避するためには、全取引について契約書をきちんと取り交わすのが望ましいのです。それが無理でも、責任追及される期間と責任追及できる期間とが釣り合いがとれているか、全取引について再確認するべきでしょう。